

(第一類 第十二号)

(二二)

第七十六回国会 建設委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十年九月十一日)(木曜日)
(午前零時現在における本委員は、次のとおりである。)

委員長 天野 光晴君

理事 内海 英男君 理事 梶山 静六君

理事 唐沢俊二郎君 理事 服部 安司君

理事 村田敬次郎君 理事 井上 普方君

理事 福岡 義登君 理事 浦井 洋君

理事 小沢 一郎君 理事 大村 襄治君

理事 三枝 三郎君 理事 塩谷 一夫君

理事 田村 良平君 理事 中尾 宏君

理事 野中 英二君 理事 浜田 幸一君

理事 林 義郎君 理事 松野 幸榮君

理事 渡辺 栄一君 理事 佐野 憲治君

理事 阪上安太郎君 理事 清水 徳松君

理事 中村 茂君 理事 山崎 始男君

理事 柴田 睦夫君 理事 瀬崎 博義君

理事 新井 彬之君 理事 北側 義一君

理事 渡辺 武三君

昭和五十年十一月十二日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 天野 光晴君

理事 内海 英男君 理事 梶山 静六君

理事 唐沢俊二郎君 理事 服部 安司君

理事 村田敬次郎君 理事 井上 普方君

理事 福岡 義登君 理事 浦井 洋君

理事 小沢 一郎君 理事 大村 襄治君

理事 三枝 三郎君 理事 塩谷 一夫君

理事 中尾 宏君 理事 野中 英二君

理事 松野 幸榮君 理事 渡辺 栄一君

理事 佐野 憲治君 理事 中村 茂君

理事 柴田 睦夫君 理事 瀬崎 博義君

理事 新井 彬之君 理事 北側 義一君

理事 渡辺 武三君

出席國務大臣

建設大臣 飯谷 忠男君

國務大臣 金丸 信君

(国土庁長官)

国土庁長官官房 栗屋 敏信君

国土庁計画・調 下河辺 淳君

整局長 河野 正三君

国土庁土地局長 宮崎 明君

国土庁水資源局 小幡 琢也君

国土庁大都市圏 近藤 隆之君

整備局長 高橋 弘篤君

国土庁地方振興 大塩洋一郎君

局長 吉田 泰夫君

建設大臣官房長 増岡 康治君

建設省計画局長 井上 孝君

建設省都市局長 山岡 一男君

建設省河川局長 淺村 廉君

建設省道路局長 曾田 忠君

建設省住宅局長 忠君

住宅金融公庫総 淺村 廉君

裁 曾田 忠君

建設委員会調査 曾田 忠君

室長 曾田 忠君

委員外の出席者

住宅金融公庫総 淺村 廉君

裁 曾田 忠君

建設委員会調査 曾田 忠君

室長 曾田 忠君

委員の異動

十月二十一日

新井 彬之君

補欠選任

矢野 紘也君

同日

新井 彬之君

補欠選任

矢野 紘也君

同日

新井 彬之君

補欠選任

矢野 紘也君

同日

辭任

正木 良明君

補欠選任

北側 義一君

十一月十二日

辭任

大村 襄治君

補欠選任

中村 梅吉君

同日

辭任

中村 梅吉君

補欠選任

大村 襄治君

九月十一日

住宅基本法案(北側義一君外一名提出、第七十一

一回国会衆法第二五号)

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会閣法第七五号)

十一月十一日

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例

等に関する法律案(内閣提出第三二号)

九月三十日

琵琶湖総合開発に基づく下水道事業促進に関する

請願(山下元利君紹介)(第一二七号)

尾瀬分水の広域的運用に関する請願(赤城宗徳

君紹介)(第七二七号)

同(千葉三郎君紹介)(第七二七号)

同(濱野清吾君紹介)(第一二七号)

同(鴨田宗一君紹介)(第一九八号)

群馬県東村の過疎地域指定に関する請願(久保

田門次君紹介)(第八五五号)

十月六日

尾瀬分水の広域的運用に関する請願(長谷川四

郎君紹介)(第二二二二号)

同月十三日

群馬県東村の過疎地域指定に関する請願(林百

郎君紹介)(第六〇五五号)

同月十六日

尾瀬分水の広域的運用に関する請願(小平久雄

君紹介)(第六九七号)

同月二十三日

都市計画法の一部改正に関する請願(新井彬之

君紹介)(第九五五号)

同月二十八日

都市計画法の一部改正に関する請願(河本敏夫

君紹介)(第一〇九四号)

同(井田三郎君紹介)(第一〇九五号)

同(松本十郎君紹介)(第一〇九六号)

愛知県音羽町に東名高速道路のインターチェン

ジ設置に関する請願(村田敬次郎君紹介)(第一

〇九七号)

東北縦貫自動車道の建設促進に関する請願(鈴

木善幸君紹介)(第一一六六号)

同月二十九日

国道一七号新大宮バイパスに接する日本住宅公

団田島団地に防音構築物設置に関する請願(平

田藤吉君紹介)(第一二〇五号)

北九州市上下津地区の土地区画整理事業撤回

に関する請願(田代文久君紹介)(第一三五七号)

十一月六日

硫黄島疎開島民の帰島促進に関する請願(宇都

宮徳馬君外九名紹介)(第一六七七号)

同月十日

藤沢バイパスの施設改善等に関する請願(平林

剛君紹介)(第一七五九号)

大場川水門の早期着工及び排水機設置に関する

請願(小川新一郎君紹介)(第一八三四号)

同(竹入義勝君紹介)(第一八三五号)

同(松本忠助君紹介)(第一八三六号)

同(矢野紘也君紹介)(第一八三七号)

は本委員会に付託された。

十一月十二日

群馬県東村の過疎地域指定に関する請願(久保

田門次君紹介)(第八五五号)

同月十六日

尾瀬分水の広域的運用に関する請願(小平久雄

君紹介)(第六〇五五号)

同月十六日

尾瀬分水の広域的運用に関する請願(小平久雄

田円次君紹介(第八五号)
は委員会の許可を得て取り下げられた。

十月二日

太平洋沿岸サイクリング道路建設促進に関する陳情書(多賀城市八幡三の一六の三四三橋晴雄)(第一〇〇号)

(第一〇〇号)

三角点の整備に関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四の一五太田財政研究所長太田政記)(第一〇五号)

同月二十一日

四国開発幹線自動車道の建設促進等に関する陳情書外一件(中国四国九県議会議長会副議長代表表島根県議會議長松本芳人外九名)(第一四七号)

高速自動車道の建設促進等に関する陳情書外二件(高速自動車道通過市議會議長調布市議會議長西山知夫外二名)(第一四八号)

九州横断自動車道の建設促進に関する陳情書(福岡市博多区博多駅前二の九の二八九州商工会議所連合会長蟻川五二郎)(第一四九号)

東九州縦貫高速自動車道建設に関する陳情書(福岡市博多区博多駅前二の九の二八九州商工会議所連合会長蟻川五二郎)(第一五〇号)

九州横断自動車道と国道十号の連絡道路建設に関する陳情書(福岡市博多区博多駅前二の九の二八九州商工会議所連合会長蟻川五二郎)(第一五一号)

地方道長崎・野母港線の国道昇格等に関する陳情書(長崎市興善町六の二四長崎県町村議會議長会長布沢昌雄)(第一五二号)

日本道路公団施行の大島大橋架橋に伴う補償措置に関する陳情書(山口県知事橋本正之外十名)(第一五三号)

下水道整備事業の推進に関する陳情書外一件(中国五県議會議長副議長代表表島根県議會議長松本芳人外十二名)(第一五四号)

砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊対策事業費増額等に関する陳情書外一件(中国四国九県

議會議長代表表島根県議會議長松本芳人外九名)(第一五五号)

地下水採取による地盤沈下対策の確立に関する陳情書外二件(関東一都九県議會議長会常任幹事東京都議會議長醍醐安之助外十一名)(第一五六号)

土地区画整理事業に対する助成強化等に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市長斎藤強)(第一五七号)

琵琶湖総合開発に基づく下水道事業促進に関する陳情書外一件(滋賀県野洲郡野洲町議會議長銀治太一外一名)(第一五八号)

水資源開発の促進に関する陳情書(十都道府県議會議長代表表広島県議會議長西田修一外九名)(第一五九号)

過疎対策の充実強化に関する陳情書(松山市一番町四愛媛県過疎対策協議会長松岡多四郎)(第一六〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案(内閣提出第三二号)

建設行政の基本施策に関する件

国土行政の基本施策に関する件

群馬県東村の過疎地域指定に関する請願(久保田円次君紹介)(第八五号)の取り下げの件

○天野委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

以上七項目について、建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めるため、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、議長に提出する国政調査承認要求書の作成及び手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○天野委員長 次に、請願取り下げの件についてお諮りいたします。

本委員会に付託されております請願中、第八五号、群馬県東村の過疎地域指定に関する請願について、去る十月二十八日付をもって紹介議員久保田円次君から取り下げ願いが提出されております。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次に、昨十一日本委員会に付託されました内閣提出、昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。仮谷

建設大臣。

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○仮谷国務大臣 ただいま議題になりました昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

今国会に提出された補正予算におきましては、景気対策の一環として、八百十億円の道路整備事業費の追加が計上されておりますが、この財源につきましては、現下の厳しい財政事情等にかんがみ、できる限り揮発油税等のいわゆる道路の特定財源を充てることが必要であると考えられます。

ところで、道路整備費の財源につきましては、道路整備緊急措置法の規定により、揮発油税等の収入額の決算額がその予算額を上回ったときは、当該上回った額に相当する額を決算調整額として翌々年度の道路整備費の財源に充てることとなっておりますが、昭和四十九年度におきましては、約五百三十四億円という例年になく多額の決算調整額が生じることが明らかとなっております。

このため、本来昭和五十一年度の財源に充てることとなるこの決算調整額を昭和五十年度の財源に充てることにより、今回追加された道路整備事業費の財源を確保することとし、道路整備緊急措置法第三条の適用について特例措置を設けることとした次第であります。

したがって、法律案の要旨をいたしましては、第一項で、昭和四十九年度の揮発油税等の決算調整額を昭和五十年度の道路整備費の財源に充てることとし、これに伴い、第二項で、この決算調整額を昭和五十一年度の道路整備費の財源に充てないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で

たということで、私もこれに対しても注意をいたしたわけですが、それが四百五十六件出てまいりました。そういうことで、その他申込書類が不備であるというものがたくさんございまして、これは一日で締め切ったということと、そういう点にいろいろ同情すべき点もあったかと思ひますが、やはり銀行の姿勢としてはそういうところも正してもらいたいということで、不完全なものを受け付けたということも今回やはり私の方としては注意の対象にいたしましたわけでございます。

それはその程度のことでございますが、その業者一括千三百四十というの、私の方でその後つぶさに内容を一件一件調べました。全部無効なんというにいたしました。また善意の申込者に大変御迷惑をかけますから、一件一件全部名前から何から調べまして、七百四十五件を合格にいたしました。残りの五百九十五件というの、不合格あるいは辞退というふうないろいろなことで落ちていったわけでございます。それから業務取扱店以外で扱った四百五十六件は、全部調べました。四百四十四件は私の方で審査して大丈夫だということで、五十二件は落とされたということでございます。

そういうことで内容がはつきりいたしましたので、私の方ではこれに対して委託契約に基づく監督者の立場にございまして、どうも一番姿勢が悪いと思われまます金融機関二つに對しましては、半年間の金融公庫の業務取り扱ひの停止を言い渡しました。それから七つの機関には、金融公庫の總裁名で文書で厳重注意をいたしました。それから百十の機関、これは申込用紙の不備を受け付けたとか細かいいろいろなものを含んでおりますが、そういうものに対しては、私の方の支所長の名前で文書で警告を発したり、口頭で注意をしたりいたしましたわけでございます。また、そういうことを起こしました業界に對しても、私も別に監督権限も何もございせんけれども、一応こういうことをやらぬでもらいたいという警告

をまた発したわけでございます。私もまたといたしましては、こういうことはまことに監督不行き届きでございます。非常に責任を痛感いたしておるわけでございます。これから再びかようなことが起こらないように一生懸命やらなければならぬとつくづく感じておるわけでございます。現在公庫で受け付けて動いておりますものは、ただいま申しましたように一応公庫で精査いたしまして、不正なものは一応ないわけでございます。

それから、十月一日から十月十三日までの期間で、また新しく個人住宅の建設の枠は九万二千戸、アパートを買う枠が八千戸、合計十戸ということで受け付けを始めたが、これは前回に私も非常に痛い経験をしたので、一日で締め切るなということ、これは皆さんに大変御迷惑をかけますので、ちょっと残念な気もいたしましたが抽せん制に切りかえまして、この場合は十月一日から十三日まで抽せんの期間を置きまして抽せんをいたしました。こうやって期間のゆとりもございまして、私も厳しく申し渡しましたものでありますから、金融機関におきましては非常に姿勢を正しまして、これは私も別に広言するわけではございませんけれども、今回の受け付けはきわめて適正に行われたという報告を私は受けておるわけでございます。

かようなことが再び起こりましては国民の不信も買い、金融公庫自体としてまことに不面目でございます。今後は金融公庫自体の体制も強化して、私の方には実はこういう委託業務を扱っております銀行を指導監督する部署というものが少し手薄であつたのではないかと反省も持ちまして、特にそういう業務を扱います代理業務課という課を今年度設けましたが、その組織機構も強化するし、そういうことでひとつ誤りなきを期してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

大変申しわけないことであつたと、つくづく反省をいたしております。

○井上(普)委員 この問題につきましては、当委員会におきましては再々そういう疑惑があることを指摘いたしてはいるのであります。ことしになつてからじゃない。去年あるいはおとしあたりからどうもおかしい。特にプレハブ業者に公庫の割り当てをやつたというふうなことも新聞紙上に出ておつたし、このことは当委員会においておとし指摘したはずで、去年もまたプレハブ業者に八千戸割り当てがあつた。これをプレハブ業者の仲間であつたというふうにして処理するかというふうなことにしても質問しました。そういうことは

ないはずだ、これは個人申し込みだからないのだというところが、いままでの建設省当局並びに公庫からの御返答であつた。ことしになつて、同僚の中村君がこの問題については指摘した。特に中村君は、業者の勧誘の仕方についてテープレコーダーをこの場面に持ち込んで、ただ前例がないからこれを皆さん方にお聞かせすることができないということ、住宅金融機関の委託業者と大手業者との密着ぶりを指摘したものであります。その際にも建設省当局は、個人申し込みでございますからそういうことはあり得るはずがない、一蹴いたしたのであります。しかしながら、現にこういうような募集の方法も行われておるではないか、あるいはまた新聞広告におきまして、住宅金融公庫つき住宅であるということを明言した新聞広告がなされておる、これもおかしいじゃないかという指摘で、建設省当局、住宅局長は、それじゃ調査いたしますということをこの場でお約束になつたと思つております。決してこれは建設省当局が自発的に、あるいは住宅金融公庫が自発的に調査されたものじゃない。ここに私は大きな問題が一つあると思つております。しかしながら、このような建設業者とあるいは銀行との密着ぶりがはつきりいたしてまいりましたので、一体その実態がどうなのか、われわれは知る権利がある。したがって、この不正を働いておつた金融業者を全部ここに発表していただきたい。これが一つ。それと、その手口につきまして

も発表していただきたいと思つております。私もが仄聞するところ、架空名義で一括して要求いたしておる。ときに大企業があります。これらの問題をひとつわれわれは徹底的に追及する必要があると思う。でなければ、今後の住宅政策につきましては大きな支障を来してくることを私は恐れるのであります。したがって、このよう不正を働いた金融機関並びに建設業者、これらの名簿を全部公表していただくことを強く要求いたしたいと思ひます。大臣、いかがでございますか。

○飯谷國務大臣 先ほど總裁からもいろいろ御説明を申し上げましたように、確かに事務手続上いろいろ問題のあつたことは私も率直に認めております。しかもこの委員会からしばしば御指摘をいただいたことも、井上委員もおっしゃるとおりでありまして、私はそういうふうな疑惑を受けたり、少なくとも議会で指摘を受けるようなことがあつてはならないと思ひまして、公庫の方には厳重に申し渡しをして、万遺憾なきを期するようにいたつたわけでありまして、それが御指摘のよう結果になつて、これはまことに申しわけないと思つております。

ただ、決して言いわけをする意味じゃございませんけれども、あれ全部が、一体すべてが悪意でやつたのか、あるいは考え方にありますと、一般の申し込み者の中には、自分でそういうふうな手続をとること自体がまことに十分でないもので、頼まれて、そしてその人々のために善意で世話をしつてやつたという人もあるわけでありまして、たとえば先ほど千何百件ほど調査の結果、問題の件数が出てきましたけれども、その中に七百五十件ぐらひは、これは当然申し込み者の善意と解釈して処置してやらなければならぬというふうなものも出てきたわけでありまして、そういういたしますと、少なくとも半数以上は善意から出たものであることも一応理解されますし、一応その中にどこが善意でどれが悪意かという問題の判別も非

常につけがたいので、不十分であるかもしれませ
んけれども、特に公庫の指示に反したものの銀行
出先二つについては、これはもちろん店名も公表
をして委託停止の処置をとったのであります。

その他の銀行や業界に対しまして、先ほど総
裁が申し上げましたように、総裁名において嚴重
な注意をいたしたのであります。嚴重な注意とい
うことは、名前こそ発表いたしませんけれども、
二度こういうことが繰り返されたら、あなた
も結局指名停止をいたしますよという、そういう
意味の厳しい手続であったことは申し上げるまで
ありません。

さように考えてみますと、名前を公表してま
で、そこまでするまでも、代表的なものをい
ゆる必罰をやつて、そうして後は百戒とするとい
うことで今後の戒めを嚴重にしていこう、もし今後
二度と再びそういうことがあれば、これは氏名公
表もいたしますし、もちろん委託停止もするとい
う形の厳しい態度をもって臨んでおるわけであ
りますから、今回の措置はぜひひとつその程度で御
理解をいただいて、今後の公庫の進め方、銀行や
業界の態度についても嚴重に監視をしてもらつ
て、二度と再びこういうことを繰り返さないよう
な方法を講じるということに努力をいたしてまい
りますから、しばらくひとつ御理解ある余裕をい
ただきたい、かように思つておるわけでありま
す。

○井上(普)委員 これはいままでの経緯からいた
しまして、公表していただかなければならませ
ん。この場におきまして、こういう事例がある
じゃないかというのを指摘している。そのとき
建設省当局は何と言いました。個人申し込みであ
るから、個別の申し込みであるから、そういう不
正は起こり得るはずがございませんとする答弁
だった。しかし実際に調査すればあった。一割近
くもあった。その中には善意のものもあるでし
ょう。これは私も認めます。しかしながら、少な
くとも建設省がわれわれに、個別申し込みであるか
らあり得るはずがない、こういう答弁だったので

すよ。しかし実際には起こつておる。われわれの
指摘のとおりであった。なぜこういうような機関
の公表ができないのです。私は善意のものまでも
要求するわけじゃございませぬ。少なくとも嚴重
な注意をいたしましたところまで全部発表してい
ただきたい。なぜできないのです。それほどでな
い。金融機関を保護しなければならぬのです。私
は、いまの御答弁は納得できません。了解いたし
かねます。再度御答弁をお願いします。

○飯谷国務大臣 井上さんのお説、私もつと
だと思つておる。決して私どもは特に銀行を擁護し
て隠さなければならぬというふうな意を持つてお
りません。おりませんが、もうしばらくと処分した
ものは公表もしておりますし、その後は今後の誓
約をさして、そして遺憾なきを期するということ
で一応このたびはひとまずおさめようという考え
方を持つておりました。いろいろな御意見もある
ようございしますから、これを理事会の方へひと
つ御相談申し上げることで、いろいろ今後の対策
をお考えいただくようなことにかねだらうかと
思いますが、いかがでしょうか。

○井上(普)委員 私は公表ができないという理由
の発見に苦しむものであります。なぜできない
委員長にお伺いします。いまこういうような
きでございします。ひとつ委員長において処置
せられんことを強く要求したいと思つておる
○天野委員 井上君に申し上げますが、事件発
覚したのは初めての問題でもあるから、理事会の
方で説明をさせるようにいたします。それでひと
つ御了承願ひたいと思つておる。

○井上(普)委員 委員長の御処置をお願いするの
ですが、私はあくまでも公表されることを強く要
求したいと存じます。
それから、七月以来質問が行われておりません
ので、いろいろの問題が出てまいつておるのでご
ざいます。一つ一つやつておつては時間が非常に
たちますので、簡単に一つ質問をしたい。
本四架橋につきまして、先国会の最後に福岡君
から詳細なる質問があった。そのときの御答弁と

今度の建設省の処置との間には大きなずれがある
ように思われるのでございします。このいきさつは
どんなのか。そしてまた新聞紙上伝えられておる
ところと実際の事務的手続の上との間におきまし
ては大きなギャップがあるように思われます。こ
の点につきまして詳細ひとつ御答弁をお願いいた
したいと存ずるのであります。

○飯谷国務大臣 本四架橋の問題は、これは当時
井上議員さんからも、福岡議員さんからの御質問
もありまして、私もいろいろお答えをいたしたわ
けであります。現在、こういうふうな高度成長
から低成長へ当然切りかわらなければならぬとき
に三本同時着工は無理だという非常に厳しい世論
もあつて、国も財政上の都合で一挙になかなか
かそこまで持つていけないというところから、それ
かといつて二年前に凍結したものをこのままの状
態ではおかむりしていくことは政府の責任にもか
かる問題というところで、どういう形でこの問題
に一応のめどをつけるかということが政治的な問
題も含めてわれわれが一番苦勞をしたことでもあ
ります。また、地元の関係の人々にも大変御無
理を言つて御理解をいただいた問題であります。
だから、当面一本のルートという問題について
は、これはあくまでも当面でありまして、永久に
一本というわけではないことは御理解をいただい
ておると思つておる。当面一本のルートはどうす
るかというところは、まず三全総の計画をいま立て
ておりますから、三全総の決定に基づいてその問題
はその時点でひとつルートを決定しようという
ことになつておりますことも御承知のとおりであ
ります。

さて、それなら三全総が決定され、ルートが決
まるまでは何にもせよに放置しておくかという問
題もあつて、やはり不況対策等の問題もあり
まして、二年前にもう請負まで決定をして、着工
直前になつて凍結しておる橋もございします。か
らそれは大三島であります。この環境境庁
の方の審議会にもかけてやうやくこれを認めても
らつたというわけでありまして、引き続いて私も

は鳴門の架橋についても準備をするようにという
指示を地元にはいたしてあります。その準備が
でき次第に着工するといふ考え方を待つておりま
す。あわせて因島も同様であります。そういうよ
うな点で地元の方にも御理解を願ひ、公団の方で
もそういうふうな技術的な事務的な手続を進めて
おる状態でありまして。

ただ一つ、環境関係の審議会がこの間大三島の
問題で決定したときに、それはあくまでも地域開
発として認める、そういうふうな意味で決定をさ
れたやうであります。私は、そういうふうな面
について、公共事業の全体計画とか地域開発とか
いったやうなところまで環境関係の審議会が立ち
入る性質のものかどうかということについてはい
ささか疑念を持つておるわけでありまして、い
れにしましても大三島は、あの地域に橋をかける
場合の環境に対してどういう影響があるかという
ことの御答申をいただくのであります。それに
基づいてあの地域を開発するために橋をかけた
いうことで、別に異議はないという答申をいた
しております。だから、この後次々に橋をかける
場合にも、その橋をかけることにおける環境関係
の御調査をいただき、答申をいただければ私ども
はいいと思つておる。別に全体計画のものを
審議会へ御相談をしておるわけでありませぬ。か
ら、全体計画ができればできたでその時点でまた
審議会の方には御相談をするというつもりを持
つております。

そういう意味から考えますと、若干関係のルー
トの人々には地域開発とか単独橋とかいふやう
なニュアンスも伝わつておる。そういう点
においてはいろいろ疑念もあろうかと思つておる
。私どもは従来の計画が四十八年
十二月に着工寸前のところが凍結になつておりま
すから、その凍結を解除することがまず第一段
階、かように考えておる。凍結解除されて
一つの橋が一応着工され完成すれば、引き続きそ
の次の時点のものを考えることは当然のことであ
つて、われわれは将来において三本全部否定し

ているという考え方は持っておりません。解釈はいろいろありましようけれども、私どもはそういう考え方を持っておりますが、現時点で着工を凍結しておるものを解除して仕事を進めていくためには、一応環境庁のそういうふうな考え方、あるいは審議会の方針もそれはだめだと言つてはね返すわけにもいかない。そういう問題もありましたもので、一応あの勧告を私どもは了承した、こういう形に相なつておるわけでありまして、別に最初の基本方針と現実の基本方針とが違つてゐるとは私どもは思っておりませんし、また変わるべきではないというのが私どもの考え方でありま。

○井上(普)委員 私は先般の通常国会の最終に、同僚福岡君と一緒に質問したのでありますが、その質問の際には、国土庁の長官もお二人とも三全総といふような言葉は全然出てこなかった。三全総のいささつを待ってルートを決めたいと三全総といふことは全然出てこなかった。なぜここで三全総が出てきたのです。突如として出てきたじゃないですか。われわれが質問したのは七月の最終です。八月の終わりに決めたのは七月の三全総とルートとを閣議で決定したいといふのが御答弁であつた。ところが一月後に、ルート決定は三全総に全部ゆだねるといふのは一体どういふことなんでしょう。それと同時に、四十八年の当時に建設省が公団に対して実施計画を命令してゐる。その前に各県の同意を得て、そして実施計画を決定してゐる。それとの関係はどうなるのです。

○飯谷国務大臣 確かに三全総の問題は、この委員会でも御質問のあつたときには私どもそういうことも言つておりました。実はそこまでの話にまでは行つていなかったことは事実であります。だから、質問をして答弁したのと、後に三全総の問題と違つていふやうなとおつたらればそのとおりであります。ただ、あの当時私どもが答弁したときと同じ気持ちで、現在でもその気持ちであります。これはやはり財政当局と申しますか、経

済企画庁の今後の経済発展計画、低成長計画の中の経済計画といふものが政治的にも経済的にも非常に大きく取り上げられてゐるときでありまして、そういう事務当局との最終的な詰め、折衝をする場合に、これは国土庁長官もいらつしやいます。いろいろ相談をいたしました。その場合に、これから大きなプロジェクトの問題については、やはり今後の低成長下の日本の経済計画をどうするかといふ基本的な問題と関連をすることだから、それと全く外れて決定するといふことはできないだろう、それは国民も承知しないだろうから、やはり基本的な問題については、一応三全総も決まることだから、三全総の方向と合せて決定すべきであるという意見が出てきて、それと合つておられると私どもは解釈をいたしたわけでありま。しかし、それかといつてその三全総によつて最初の計画が全部根本的に変わるというふうには考えておりませんし、そういうことはあり得べきことではないと私どもは思つております。工事の今後の進め方については、やはり国の経済計画とも合せて進めていかなければならぬといふことには、私どもも決してそれに反対する理由はないと思ひます。そういう意味で三全総は若干この答弁とは後先になつたことだけは事実であります。その間において説明をしながら、これはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 井上先生にひとつ私の方から伺いたいのですが、先生は三本の橋をつくるのが当然だといふお考えですか。——そういう話を承ればなお気を安くして御答弁を申し上げられるわけでございますが、三大臣で決定した当面という言葉が非常に意味深長なものを含んでおると私は思ひます。第二次新全総の中にこの計画は入つておるわけでありま。経済成長がこのような状況でありますので、この三本をやるというところについてはひとつ考え直さうじゃないかという考え方で見直しを、これはひとつ本四架橋の問題は

かりではなくてすべての計画を見直さう——企画庁の長官は白紙にしようといふ話もあつたのですが、私は白紙といふことはまことにいままでの新全総が見識なものだ、こういうことになるから、これは見直したといふことで、それは見直しでよからうといふことになつたのですが、そういう中で、あれだけの四国あるいは本島の関係の二千万の人たちの悲願である三本の橋といふ問題について、当面一本ということについてはいまの経済状況の中からやらなければならぬけれども、将来三十年、四十年先の夢まで摘むといふ必要はないのじゃないか、むしろ、将来日本の経済がそれをつくるにふさわしい経済になつたら当然それに対応してその夢を実現する、将来の夢を持たせるべきだといふような考えがわれわれの考え方の中にあつたわけでございます。そういう考え方をひとつ御理解をいただきたい。

○井上(普)委員 どうも決定につきましてはジグザグコースをたどつておるように思われてならない。だれかの七月の当初における答弁には三全総なんといふのは全然出てこなかった。当時三全総の作業はもうすでに始まつておつたのであります。私も国土総合開発委員の一人でございますからよく知つておる。これは当面一本ずつつくるのに三全総に責任転嫁させたいといふことにするの三本内閣のやり方じゃないですか。いままであなた方は、政府としては確信を持ってやらなければならぬ事柄であるにもかかわらず、ともかく三全総にそれをゆだねるといふことは、まことに三本内閣らしいずいぶん方だと思ひますが、私はそういうふうに解釈いたしております。

現にこの委員会において七月早々の御答弁のときには、内閣が責任を持つて決めますといふことまであなた方おっしゃつておるのです。それを三全総にまづといふのは、まあ政局を見ますといふと御存じのとおり状況でもあり、瀬戸内海沿岸には大蔵大臣、建設大臣あるいは運輸大臣、総理大臣あるいは外務大臣までおる。現に決定するの三閣僚の話し合いに外務大臣まで出席したと

いうことが新聞紙上に載つて、われわれは愕然とした。まあともかくこれは三本内閣の性格がよく出た決定であると思ひます。先へ先へと延ばしてそのうち何とかなるだろうといふずいやり方をとつたのだと私は思ひます。飯谷さんのごとくまことにきつりと物を言う方には——青森発言は別ですけれども、まことに似つかわしくない決定である。現に福岡君の質問に對しては明らかに御答弁があつたにもかかわらずこれをやらぬ話であるといふことを私は指摘しておきたいと思ひます。

それからまだたくさんあるのでございますが、今度公共事業に補正予算で追加する、のみならず初年度の予算に際しまして、地方財政がこのような赤字の際に一体どうするのといふことが、地方自治体にとりましては大きな問題でございます。この財源を一体どうするのか、御所見を承りたいと思ひます。

○飯谷国務大臣 ただいまの御質問にお答へする前に一言だけ。本四架橋の問題、私は七月に井上議員はかの議員さんにお約束した問題、全力を挙げてお約束を実現するように努力いたします。それだけの自信を持って私は努力いたしてまいりたいと思つております。

ただ御理解をいただきたいのは、本四架橋といふものは大きな言い方をすると、金丸長官は大変お力をいたしておりますけれども、あとは四面楚歌といふ中で実はやつておると申し上げてもいいと思ひます。世論にもいろいろ強い批判の声があらま。その中で何とか地域住民の皆さん方の従来の御期待に沿ふようにと思つて、実は身の細る思いで努力をいたしておるつもりであります。そういう意味からいふと、若干迂回があるかもしれない、右顧左弁もあるかもしれないけれども、到達すべき目標は一つにしぼりながら、道程にはいろいろ迂余曲折のあることも、これは現在の時点ではやむを得ないことでもあるかと思ひますが、われわれの強い考え方、信念は、

あくまでも約束を守つていこうというつもりで努力をいたしてまいりますので、どうぞひとつ大きな気持ちで御理解と、むしろ御協力をいたしてくださいをお願いいたします。

公共事業の地方の負担金の問題であります。今回の不況対策と補正の問題につきましては、われわれが不況対策でいかに推進しようと思つても、地元の受け皿が十分でない、いわゆる地方財政が受け入れができません、これは実行できないわけでありまして、今回の補正あるいは不況対策の問題については、地方団体の財政対策は十分講じてあるつもりでありまして、これに關する限りは私どもは実行できると思つております。ただ今回、地方行政の方でもいろいろ地方自治体の財源対策等につきましても法案が進められておるようでありまして、こういうふうな一連の立法が成立を、対策を立てていけるならば、私どもも地方団体も余りいまでも心配したようなことなしに、ある程度この急場を切り抜けていけるのではないかと、このことを期待をいたしておりますし、そういうために努力をしていかなければならぬと思つております。

ただ、本年に限らず明年も、それから向こうの問題も、地方財政問題はこれからの大きな一つの課題であると思つて、そういう点について、特に公共事業の円滑な推進のためには、関係省庁、特に自治大臣とも十分連絡をとりながら私どもは努力を進めて、遺憾のないようにしたいと思つておるわけでありまして、そういう面でもひとつ御理解と、これもぜひ御協力をいただきたいと思います。

○井上(普)委員 本四架橋の問題につきましても、先般わが社会党の委員長並びに、本四連絡対策特別委員会をわが党は設置いたしまして委員長を久保三郎さんがされておる、この両名で建設大臣、運輸大臣に申し入れ書を出しておるのでございます。しかしこれは出してからいまだに御返答がない。一体どういふわけなんですか。これは御返答が全然ないというところは、まことに公党に對する侮辱だと私は思う。しかもこの内容というものは、御存じのとおり先ほども申しました関係地方自治体の負担の問題、あるいはまた労働者の失業対策の問題、あるいは自然環境の問題、交通体系の問題等々、たくさん問題について質問をいたしておるものであります。いつ御返答がいただけるのか、この点ひとつ伺いたい。

○井上(孝)政府委員 御質問の成田委員長からの御質問書はただいま検討中でございますが、近くお返事を申し上げたいと思つて、特にその後環境問題に關する点は至急に答弁をせよということでございますので、その答弁はすでにその部分だけ提出をいたしております。あと鋭意進めております。

○井上(普)委員 実は私どももきのう会議を開いたのでございまして。しかし、この問題を調べていきますと、労働省、自治省あるいは農林省すなわち漁業対策、あるいはまた環境庁、もちろん国土庁及び建設省には重大な問題があります。こういうふうに非常に多岐にわたつております。したがって、ひとつ窓口を一つにする必要があるんじゃないだろうか、このようにも思われるのでございまして。すなわち対策委員会にききものを政府部内においてつくらなければならぬんじゃないですか。これは国土庁がやるべき性格のものかもしれません。一体こういうような本四架橋についての総合的な対策、これはメリットもありまして、そのメリットもかなりあるのです。そのメリットをいかにして解消していくかというものがわれわれの今後の務めなければなりません。それに対する対策を一体どこが中心になつてやるんだ。建設省と考えていいんですか、どうなんですか。

○飯谷國務大臣 お説のとおりであります。これは特に海運関係、旅客船問題等がありまして、これは運輸省が担当しております。しかしそれは本四架橋の問題で運輸省だけに任すわけにいかないじゃないかと、このことで、両省から調査会をつくつて調査を進めておる。調査を進めておるが、調査が

でき上がったら一体どこが窓口で、どこが責任で問題の解決に当たるかということ、これはいろいろ関係者からも言われておるわけであります。結局どちらが中心になつてやるというよりも、運輸省と建設省と、場合によればひとつ国土庁の方にも力をかりまして、これらに対する対策委員会ですか対策審議会ですかね、何か適当な窓口を、むしろ責任のある窓口をつくつなければならぬ、これは当然でありまして、私もそういうふううにせなければならぬと思つております。

○井上(普)委員 早急に対策を窓口を一本化してやっていたきたい。同時にその返答も、近くというんじやなくて、いつまでに返答していただけたら、これも明確にしていたきたいと思つております。

○井上(孝)政府委員 当面は、御質問で御指摘の旅客船問題が各省にまたがる非常にむずかしい問題でございまして。先生御承知のように、運輸、建設両省からの指示で、本四公団の中に旅客船問題に關する調査会をつくつておりました、この調査会には学識経験者、関係行政機関、それからその他の関係者、船主とかあるいは海員組合も参加いたしております。現在その調査会でいろいろと調査をし、実態調査、問題点の所在等を検討いたしております。この調査会の結論が近く出るものと思つておりますが、その出た段階で関係各省、御指摘のように労働省、運輸省も含めまして関係各省で対策を確定する、相談をする場所をつくりたいというふううに考えております。

いま申しましたような段取りを考えておりますので、いまの段階でいつまでということは申し上げかねますが、本四公団の調査会はいま非常に精力的に調査を進めておりますので、その結果をまことに早急につくりたいというふううに考えております。

○井上(普)委員 申し入れに對する返事はいつで

○井上(孝)政府委員 社会党からの御質問書も、実はいま申しました旅客船問題も含めまして非常に

に広範な御質問でございまして、ただいま関係各省と事務的に打ち合わせをやつております。なるべく早く全体に關するお返事を申し上げたいと思つております。

○井上(普)委員 旅客船問題についての調査だけではこれは足らぬのです、実際の問題としましては、考えてもらふなさい。船舶だけ考えても、船だけじゃないですよ、船舶だけじゃない。港湾荷役の問題もあるし、それからたくさん問題を抱えてくるのです。したがって、旅客船問題が一番大きな問題なんという認識だから私ら困る。たちまちあなたのごころ、地方自治体は出資金あるいは縁故債を持たなければならぬのでしよう、この縁故債あるいは出資金をつくるのに地方自治体のいまの財源からしてきゅうきゅう言つておるじやありませんか。どうするのです、こういうような問題を、これらの対策も、やはり建設省はもうなんですか、出資金にも出さなくてもよろしい、あるいは地方が持つ地方債は持たなくてもよろしい、このおっしゃるならまことに簡単なんだけれども、どうなんですか、そこあたりは。だから私が言うのは、早く対策委員会をつくつて諸問題の解決に乗り出さないかということをお私に言つてゐるのです。旅客船対策などというものはその大きな中の一つですよ。これを私は、早くつくつて窓口を一本化していただきたい。これはもう恐らく早くつくつて御決意だと承つてよろしゅうございませぬ。

○飯谷國務大臣 はい。

○井上(普)委員 それはその程度にいたしましたので、早くつくつていただきたことを申し上げておきます。

それから地方自治体がいま非常に困つておまして、直轄公共事業の地方負担分につきまして、もう建設省へ金を送り込むのが滞つておるんじゃないですか。全体としての話ですが、滞納しておる、こういうことが起こつておるのでしょうか。あるいはまた先行投資で、早くおまえら自治体が土地を用意すれば河川工事であるとかあるいはまた

第一類第十二号 建設委員会議録第一号 昭和五十年十一月十二日

七

道路をつくってやるのだという約束をやっておる。それがたまたま七千億円分も地方自治体が買つておるといふような問題があります。したがって、地方自治体もこれらの問題できゅうきゅう言つておる。これに対して建設省の考え方としてはどうするか、こころひとつ明確にお答え願ひたいと思います。

○飯谷国務大臣 まづ直轄の負担金の問題ですが、九月、十二月、三月と三期に分けておりまして、九月分の負担の問題ですが、それは完納しておる県が十七県ほどあります。十二月までは大体完納できるといふ見通しのあるものが十三県くらい、いまのところ見通しが立たないのが七県くらいということに実はなつておりまして、知事会の方からもこの負担金については延納、分割というふうな申し入れもあつておりますが、年度内に若干一期のものが二期へずれ込むとか二期が三期へずれ込むとか、年度内の若干延びるということこれはやむを得ないことだと思いますが、本年度のものを来年度にということになりますと、これはもう事業計画が根本的に変わつてこなければならぬ問題もありますので、そういう面については財政対策もいろいろ今度の国会でできるものですから、そういうものを含めてひとつ努力をしてくださいというふうに、それぞれの地方団体とは私も個別にいろいろ折衝、相談をいたしておるわけでありまして、ただ、それを延べるとか分割するといった問題になりますと、まじめに完納した県もあれば、全くそういうことに便乗というわけじゃありませんけれども、厳しきものですか、それが後回しという考え方の県とがありますと、公平の原則を欠くことにもなりますから、行政上そういう面を十分に配慮しながら努力をいたしていきたいと思つております。

それが一番の方法であります。これも公共事業の全体の枠が決められておりますから、一筆にそれを解消することは非常にむずかしい。そうすると、できるだけ早く再取得をするということと、これからの新しい先行投資は抑制をしていく、必要以外のものは抑制をしていくということ、それにしても再取得が仮に一年なり二年なり向こうになつてきますと、地方では利子負担もなかなかたえられぬと思ひます。それでせっかくこちらに協力をしてもらつて先行投資をさせながら、しかも二年も三年も待たして、こちらが買ひ上げる場合には、再取得をする場合には損をして逆ざやが出るというふうなことになることは、地方行政に對してもまことに申しわけないことだと思つておりますから、その対策をどうするかという問題は、率直に言つて先行投資の問題については、まだそういう現実の問題が出てきておりませんが、しかしもう具体的に出てくるとすればこれは自治省とも相談しなければならぬ、それから大蔵省とも相談しなければならぬと思つておりまして、自治大臣とは時折この問題についての対策の打ち合わせをいたしておりますから、現実そういう問題が出てくればこの問題もわれわれは積極的に取り組んでいかなければならぬ問題だ、かように思つておるのが現在の段階であります。

○井上(普)委員 地方財政の問題につきましては早急にやつていただかなければいかぬ。現にいままで地方財政がこれほどきゅうきゅう言つて、年末の人員費につきましても出せるか出せぬかわからぬというふうな状況にあるのです。このことはもう御存じのとおりです。しかも、建設省に対して協力の体制から先行投資をやつておる。その先行投資の金が三年も先になつて、しかも逆ざやを生じて、その分を地方自治体が持たねばいかぬというふうになつてきたら大変でございます。あなた方建設省の事業に対して協力する者はなくなつてくるのじゃなからうか、このようにも考えられます。したがらば、この問題はいよりより相談するじや意味がなくて、早急にひとつ相談して、そしてこの対策を講じていただきたいと存ずるのであります。

いづれにいたしましても、地方自治体がいかにうように非常に窮屈なときでございます。しかしそのことによつて、あるいは先ほども申しました公共事業の直轄分の地方の負担金——これは元来地方自治体にかぶせる問題じゃないんです。国土をつくるのに、地方自治体から四分の一の負担金を取るということ自体が、すでにこれは私は問題があると思ふ。こういう問題があることを、しかし地方が望むからというので、これは陳情政治の悪いあらわれが一つここにあらわれておると思うのですけれども、そのために地方負担分をとにかく取り上げるといふようなことは、私は誠に憤りでいたしたいと思ひます。地方自治体の財政の実態をよく調査して、そして対処していただけることを強く望んでおきたいと思ひます。

いろいろとまだあと住宅公団、住宅政策等々に質問したいことがございますが、まあきょうは時間が非常にないということで委員長もお困りのようにございますので、この程度で質問は終えておきますが、私が申し上げたことをひとつ重々実行されんことを強く要求いたしておきます。

○天野委員長 次回は、来る十四日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律

1 昭和五十年度における道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第三条の規定の適用については、同条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額」及び当該年度の前年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときの当該不足額の合算額」とする。

2 昭和五十一年度における道路整備緊急措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第二号を除く。)」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施の一層の促進を図るため、昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。